

1 木造住宅耐震診断・改修等補助

住宅の耐震診断・改修および耐震シェルターなど設置費用の一部を補助します。

対象

昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額(上限)	3万円
耐震改修費用	30万円
段階的耐震改修	12万5千円

耐震シェルター等設置費用

耐震改修費用	30万円
--------	------

補助条件

市に登録した耐震診断資格者が診断・設計するもの

※耐震シェルターは、国・地方公共団体などで一定の評価を受けたもの

申し込み

9月11日(金)までに都市計画課へ。

2 がけ地近接等危険住宅移転補助

災害危険区域・土砂災害特別警戒区域から移転する費用を一部補助します。(令和3年度に行う事業の受け付けです)
※土砂災害特別警戒区域は広島県のホームページで確認できます。

対象

○災害危険区域・土砂災害特別警戒区域に存在する住宅

○移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告などを6ヶ月継続して受け付けです)

※土砂災害特別警戒区域は広島県のホームページで確認できます。

申し込み

9月11日(金)までに都市計画課へ。

3 建築物土砂災害対策改修補助

土砂災害特別警戒区域に建築され、要件を満たす建築物の改修費用の一部を補助します。

補助条件 次の要件を全て満たすもの
○令和2年度内に完了する改修工事
○居室を有する建築物
○土砂災害特別警戒区域に建築
○土砂災害に対して安全な構造となる改修(建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する構造)

補助金額(上限)

対象となる工事費用の23% (75万9千円)

申し込み

9月11日(金)までに都市計画課へ。

4 住宅リフォーム補助

居住環境の向上と定住促進を目的に住宅のリフォーム工事費用の一部を補助します。

補助内容 次の①から⑤に該当する30万円を超える工事
①バリアフリー化工事
②断熱性能向上工事
③省エネ性能向上工事
④防災・防犯対策工事
⑤長寿命化工事
補助金額(上限)

辅助対象費用の10分の1 30万円

対象

9月11日(金)までに都市計画課へ。

5 空き家バンク

空き家を売りたい・貸したいという所有者などの申し込みに基づき、空き家の情報を市ホームページなどで提供する制度です。
登録対象物件 ○市内にある戸建ての住宅で常時無人の状態にあるもの
○空き家の老朽化が著しくないもの
○宅地建物取引業者が介入しているもの
その他 空き家バンクへの登録方法は都市計画課、または市ホームページで確認できます。現在登録されている空き家はありません。

道路に面するブロック塀などの除却費用の一部を補助します。

対象 ○市内小・中学校の通学路、緊急輸送道路に面するもの
○道路面からの高さが1メートル以上のもの
○倒壊のおそれのあるもの
補助金額(上限)

工事費用の3分の2 (15万円)

申し込み

9月11日(金)までに都市計画課へ。

6 ブロック塀等除却補助事業

住宅の耐震診断・改修および耐震シェルターなど設置費用の一部を補助します。

①住宅リフォーム
補助対象費用の10分の1 20万円



地震・土砂災害などへの備え
住みよい家にリフォーム
空き家情報の提供など
市の補助制度で、安心な家づくり

問い合わせ 都市計画課 ☎59-2168